

ID: 128

担当部署: 健康福祉課

<b>処分の概要</b>	障害者自動車運転免許取得費用助成金給付の決定		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町障害者地域生活支援事業実施規則 第86条		
<b>例規番号</b>	平成27年規則第14号		
<b>【基準】</b>	<p>第83条及び第86条の規定による。</p> <p>(対象者)</p> <p>第83条 この事業の対象者は、町内に住所を有し、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、免許を取得することにより社会参加が見込まれる者とする。</p> <p>(決定)</p> <p>第86条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る内容を審査し、その適否を決定し、その旨を障害者自動車運転免許取得費用助成金給付決定(却下)通知書(様式第36号)により申請者に通知するものとする。</p>		
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日